

議案第165号

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和33年3月31日まで」に、「旭プール及び旭児童プールのうち、市長が定める代行施設」及び「当該代行施設」を「長居球技場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

長居球技場の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公園条例（抄）

附 則

1－4 省 略

(指定管理予定者の選定手続の特例)

- 5 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について、旭プール及
令和3年4月1日 令和33年3月31日 長居球技場

び旭児童プールのうち、市長が定める代行施設の指定管理者を指定しようとするとき
は、第19条の規定にかかわらず、当該代行施設の管理を行おうとする法人等を指名し、
長居球技場

当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

6 省 略